

令和5年度宮城県自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化支援業務
企画提案募集要領

この要領は、令和5年度宮城県自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、もっとも的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 募集事項

1 委託事業名

令和5年度宮城県自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化支援業務

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月29日まで

3 事業目的

脱炭素社会に向けた動きが世界中で広まる中、国においても、経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を打ち出し、この中で、2050年までの自動車のライフサイクル（生産、利用、廃棄）全体でのカーボンニュートラル化が掲げられた。これを受け、自動車関連企業においてはCO2削減量の具体的な目標値を設定するなど、達成に向けた取り組みが加速化している。

本業務は、こうした社会情勢の中で、県内自動車関連企業のカーボンニュートラル化を支援し、取引維持、競争力の確保を図るとともに、もって県内の産業振興に寄与することを目的とするものである。

4 業務内容

別紙「令和5年度宮城県自動車関連企業におけるカーボンニュートラル化支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

第2 事業費（委託の上限額）

金29,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

第3 応募資格

企画提案に応募できる者は、以下の要件を満たしている事業者とする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

- 2 宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- 3 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- 4 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- 6 次の要件を全て満たす事業者であること。
 - (1) 令和4年度又は令和5年度において、環境省が実施する「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）」（以下「SHIFT事業」という。）の支援機関として登録されていること。
 - (2) SHIFT事業支援機関リストにおいて、本要領第5の2（3）iiiの表に掲げる①から⑤、⑧から⑩、⑫、⑮及び⑯の設備がいずれも対応可能であると登録されていること。
 - (3) SHIFT事業支援機関リストにおいて、本要領第5の2（3）ivの表に掲げる①から③の対策について、いずれも対応可能であると登録されていること。

第4 企画提案募集のスケジュール（予定を含む。）

1	企画提案募集開始	令和5年4月10日（月）
2	企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和5年4月19日（水）
3	企画提案書作成等に関する質問への回答	令和5年4月21日（金）
4	企画提案への参加申込期限	令和5年4月25日（火）
5	企画提案書の提出期限	令和5年5月12日（金）
6	企画提案書の選考	令和5年5月25日（木） 予定
7	選考結果の通知	令和5年5月31日（水） 予定
8	契約の締結	令和5年6月下旬 予定

第5 応募手続

- 1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答
 - (1) 受付期限 令和5年4月19日（水） 午後5時まで（必着）
 - (2) 提出方法
 - イ 指定様式（様式第1号）を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 提出先のメールアドレスは、下記のとおりとする。

jidoushak@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県経済商工観光部自動車産業振興室 企画班)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年4月21日(金)までに自動車産業振興室のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては、回答しないことがある。

2 企画提案書の構成

企画提案書は、次の(1)から(3)までの項目を必ず含むものとし、この順で構成すること。

(1) 表紙

「委託業務名」、「事業者名」、「住所」、「代表者名」、「担当者名(所属、職、氏名)」及び「連絡先(電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス)」を記載すること。

(2) 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

(3) 本文

イ 企画提案者の概要

ロ カーボンニュートラルが企業の経営環境にもたらす影響と課題

カーボンニュートラルの実現に向けた社会の動きが企業の経営環境に与える影響について記載の上、企業のカーボンニュートラル対応の必要性と課題について記載すること。

ハ 業務の実施方針及び概要

仕様書4に掲げる項目を満たし、以下の記載を含むこと。

i カーボンニュートラルに関するセミナーの開催

セミナーの内容構成(各回ごと)、開催手法を記載すること。

ii 参考資料集の作成

内容構成案(概要で可)を記載すること。

iii エネルギー診断の概要

・ 診断フロー

計測するデータ項目・手法、企業側に提出を求める資料やヒアリング項目を記載すること。

・ 診断結果に係る企業への説明資料の例示

- ・ 次のうち対応が可能な設備（複数ある場合はその全てを記載すること。）

①	空調システム
②	蒸気システム
③	冷却水システム
④	圧空システム
⑤	照明設備
⑥	受変電・配電設備
⑦	OA 機器
⑧	電動機・ポンプ・ファン
⑨	工業炉
⑩	排水処理設備
⑪	昇降設備
⑫	給湯設備
⑬	発電設備
⑭	水利用設備
⑮	エネルギー管理設備
⑯	生産設備
⑰	その他（具体的に記載すること）

iv 脱炭素化促進計画策定支援

- ・ 計画策定のフロー
- ・ 次のうち提案が可能な対策（複数ある場合はその全てを記載すること）

①	運用改善
②	部分更新・機能付加
③	設備導入
④	燃料低炭素化
⑤	電力低炭素化
⑥	電化
⑦	その他（具体的に記載すること）

ニ 業務工程表（スケジュール）

契約の締結から成果品提出までの実施スケジュールを示すこと。

ホ 業務の実施体制

本業務を遂行するに当たっての運営体制の詳細、業務の責任者及びその職・氏名を記載すること。

へ その他効果が期待できる独自の提案

事業費の範囲内において、事業目的を実現するため、提案者が持つ技術・ノウハウ

ウ・資源等を活用した独自の提案があれば、具体的に記載すること。

ト 概算見積書

仕様書の項目ごとに、直接経費及び共通して生じる経費について、数量・単位・単価を明示し、費用の内訳・積算根拠がわかるように記載すること。

なお、業務委託候補者として選定された場合であっても、本概算見積書の金額で契約することを約するものではない。

3 企画提案への参加申込

(1) 提出書類

- イ 企画提案参加表明書（様式第2号） 1部
- ロ 宣誓書（様式第3号） 1部
- ハ 本要領第3の6を満たすことを証する資料 1部
（支援機関の登録を証する書類の写しなど）

(2) 提出期限 令和5年4月25日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部自動車産業振興室企画班

（宮城県庁行政庁舎14階）

(5) 注意事項 参加申込なく提出された企画提案書は審査の対象としないので、企画提案を行おうとする者は、上記（1）の書類を（2）の期限までに提出すること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案書（任意様式） 5部及びその電子媒体1部

企画提案書は、「2 企画提案書の構成」により作成すること。

なお、電子媒体については、原則としてPDF形式のデータとし、USBにより提出すること。

(2) 提出期限 令和5年5月12日（金） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。

(4) 提出先 〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部自動車産業振興室企画班

（宮城県庁行政庁舎14階）

第6 業務委託候補者の選定

1 業務委託候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、「別紙 企画提案内容及び評価の視点」に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、選定委員ごとに各提案者の評価点を計算のうえ、各選定委員がつけた評価点の総計が満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高点を付けた委員数が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。

また、採点の結果、最高点を付けた委員数が最も多い複数いる場合は、選定委員間の協議により委託候補者を選定する。

企画提案者が1者のみの場合は、評価点の総計が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

なお、企画提案者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち、書面審査による一次選定を実施し、上位5者のみをプレゼンテーション審査の対象とする。

2 審査内容

(1) 一次審査（書類審査）

イ 実施日

令和5年5月中旬

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、「別紙 企画提案内容及び評価の視点」に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から評価点の総計が上位5者の企画提案者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

ニ 留意点

一次審査（書類審査）は、企画提案者が5者を超えた場合にのみ実施する。

(2) プレゼンテーション審査

イ 実施日

令和5年5月25日（木） 【予定】

ロ 実施場所

宮城県庁行政庁舎内会議室（仙台市青葉区本町三丁目8番1号） 【予定】

ハ 実施方法

（イ） 出席者は、提案者1者につき3名以内とする。

（ロ） 提案者1者あたりの持ち時間は、30分以内（説明20分以内、質疑応答10分程度）とし、後日連絡する時間配分・時間割により行うものとする。

（ハ） 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追

加資料の配布や資料の差し替え等は原則として認めない。

- (二) モニター等の使用を希望する場合は、企画提案書提出時に申し出ること。
なお、この場合、パソコンは企画提案者が用意すること。

3 審査項目及び配点

別紙「企画提案内容及び評価の視点」のとおり。

4 選定結果の通知および公表

選定の結果については、後日、全ての企画提案者に対し、文書で通知するとともに、企画提案者の名称や審査点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

なお、選定経過に関する質問には回答しない。

第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本要領等の規定に従っていない場合（書類上の軽微な誤りを除く。）
- (3) 同一の応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 企画提案に関する手続きの公正な執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (6) その他応募者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 その他必要な事項

1 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

(2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 成果物について、県に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

(3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

2 その他

(1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

(2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

(3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

(4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

(5) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。

(6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者間で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することと

する。

- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第9 問い合わせ先

宮城県経済商工観光部自動車産業振興室 企画班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2724

E-mail jidoushak@pref.miyagi.lg.jp

企画提案内容及び評価の視点

	評価項目	評価基準	配点
			プレゼンテーション審査
業務全般	業務実施全般における構築スケジュール、業務体制 < 25点 >	業務の目的や内容を十分理解した上での提案となっているか	10
		実施スケジュールは具体的で現実的なものになっているか	5
		運営体制は提案内容を実施するにあたり適切か	5
		類似事業の実績を有しているなどの業務経験があるか	5
提案内容	脱炭素セミナー < 20点 >	事業目的に沿ったセミナー内容になっているか	10
		多くの企業が聴講できる工夫がなされているか	10
	オンライン相談 < 10点 >	相談に対する適切な回答ができる体制構築がなされているか	10
	エネルギー診断 < 15点 >	エネルギー診断の実施体制、手法は適切か	15
	脱炭素化計画策定支援 < 20点 >	計画策定の手法、対象企業への支援体制は適切か	20
	参考資料作成 < 10点 >	事業目的に沿った内容になっているか	10
加 点	独自提案 < 10点 >	効果的に実施するための独自の内容が提案されているか	10
	エネルギー診断 < 3点 >	本要領第5の2(3)ハiiiの表に掲げる⑬、⑭の設備にも支援が可能か	3
	脱炭素化計画策定支援 < 7点 >	本要領第5の2(3)ハivの表に掲げる④から⑥までの対策にも支援が可能か	7
		計	120